# 「くまなびの日」

## 「くまなびの日」とは

熊本県教育委員会では、子供と家庭が一緒に休める環境整備の取組の一つとして、「くまなびの日」に取り組まれいます。

南阿蘇村教育委員会では、令和8年4月から開始することとしました。

対象は、村内小中学校の子供たちです。

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席とせず「出席停止・忌引等」と同じ対応とします。

保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取得することができます。

（期間は4月から翌年3月までの1年間です。）

## 「くまなびの日」届け出の流れとは

**1. 計画を立てる**

子供と一緒に体験や探究の学び、活動について話し合い、計画を立てる。

※下部の学びのキーワードを参考にしてください。

①学び日　②学ぶ場所　③学ぶこと

↓

**2. 届け出る**

学校へ指定された方法で、期限までに届け出る。

↓

**3. くまなびの日**

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

↓

**4. 振り返る**

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

### ※学びのキーワード

見て学ぶ　　：歴史　科学　文化　史跡　環境　防災　美術　読書　等

ふれあい学ぶ：自然　動物　植物　伝統文化　国際交流　等

体験して学ぶ：農業　漁業　林業　ものづくり　スポーツ　音楽　等

その他の学び：SDGs　DX　等

## ご留意いただきたいこと

- □ 「くまなびの日」は、取得の7日前までに学校へ届け出る必要があります。
- □ 「くまなびの日」を取得することで受けられない授業内容は、自習してください。
- □ 学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない（期間）があります。詳細は学校へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）南阿蘇村教育委員会　学校教育係　TEL　0967－67－1602